

令和4年4月入学 大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請ガイド

愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課

希望者は必ず入学手続き期間中に申請手続きをしてください。

今回の申請を行うことにより、入学料の減免申請と授業料の減免申請を同時に行うことができます。申請後、別途書類が必要になる可能性があります。大学から連絡する場合がありますので、愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課の電話番号（089-927-9169）を携帯電話に登録してください。

日本学生支援機構給付奨学金の申請をまだ行っていない者は入学後必ず申請してください。申請方法については愛媛大学ホームページ・掲示板に記載予定です。

1. 申請の対象者

日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者・申請中の者・申請予定者（学部生のみ）
※申請資格等、不明な場合は学生生活支援課にお問い合わせください。

2. 申請書の入手方法

申請書は学部入試の合格通知書と一緒に同封しています。紛失した場合は以下の方法により入手してください。

①愛媛大学HPから印刷する。

愛媛大学HPトップ→入試情報→授業料・奨学金→入学料免除および授業料免除等
URL : <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/exemption/>

②学生生活支援課の授業料免除窓口で申請書を受け取る。

※これにより難しい場合は、学生生活支援課までご連絡ください。

3. 提出書類

提出書類	留意事項
①大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	全ての項目に漏れがないよう記入してください。
②日本学生支援機構予約採用候補者決定通知書の写	届いていない方は、①③④⑤の書類のみ同封してください。
③入学料免除及び徴収猶予申請書	合格通知書に同封しているものを提出してください。
④免除書類提出確認書	合格通知書に同封しているものを提出してください。
⑤決定通知用の封筒（長形3号）	94円切手を貼り、学資負担者の住所・氏名・本人氏名・受験番号を記入してください。

4. 提出期間・場所等

提出書類は、「**所定の入学手続き期間内**」に提出してください。内容について詳しくお聞きすることができますので、家計状況については、よく把握しておいてください。

入試種別	学 部	申請書提出先	備 考
推薦入試 AO入試 編入学	医学部	医学部入試係	持参の場合は、各学部入試係 で受付します。 郵送の場合は、入学手続関係 書類に同封してください。
	農学部	農学部入試係	
	医学部・農学部 以外の学部	各学部入試係	
一般選抜	全学部	入試課	郵送の場合は、入学手続関係 書類に同封してください。

○入学料徴収猶予期間

申請した者は、本学が指示するまでは、入学料・授業料を納付しないよう注意してください。また、許可されなかった者・一部減免許可された者は、本学の指示があり次第、速やかに入学料・授業料を納付してください。

入学料免除を申請した者で、本学の入学手続完了後に入学を辞退する場合、入学料減免・授業料減免申請を辞退したものとみなしますので、直ちに入学料を納付してください。

問い合わせ先

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課
TEL. 089-927-9169
mail: menjo@stu.ehime-u.ac.jp

日本学生支援機構の給付奨学金に新規申請する方

学生証番号										氏名	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

※入学手続き時は氏名のみ記入

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

愛媛大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）前期分は4月現在、後期分は10月現在で記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	(歳)	
	現住所	〒	都道府県	市区町村	
	所属学部			学生証番号	
	学年		昼間・夜間の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。				ある ・ ない
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					

日本学生支援機構の給付奨学金に新規申請する方

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に学生生活支援課窓口まで問い合わせてください。
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
- ① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
 - ② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 - ③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること
 - ④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
- ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。